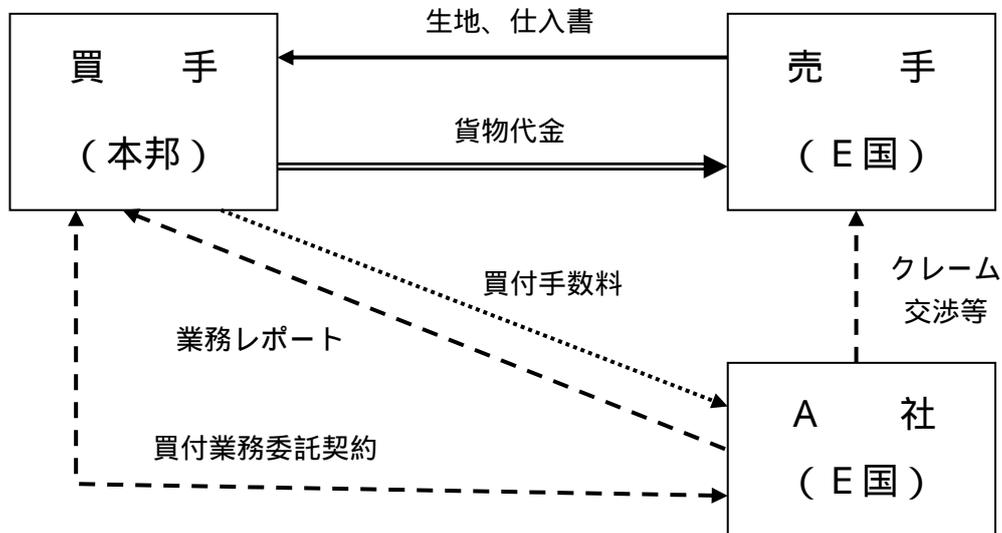


5. 買手に代わり業務を行う者に対して支払う手数料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から生地を購入（輸入）します。

当社は、この輸入取引に関連して、輸出国に所在するA社と買付業務委託契約を締結し、当社に代わり、当社の要求を売手へ通知する業務及びクレーム処理に関する交渉を行う業務を委託しています。A社は、当社の管理の下で、当社の計算と危険負担の下でこれらの業務を行い、これらの業務を行った際には、業務レポートを当社に提出することとなっています。なお、A社は、これらの業務以外にこの輸入取引に関する業務を一切行いません。

当社は、上記の買付業務委託契約に基づき、その業務の対価として、輸入貨物の仕入書価格の2%の手数料をA社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払う手数料を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がA社に支払う手数料は、「買付けに関し買手を代理する者に対し、その買付けに係る業務の対価として支払われるもの（買付手数料）」に該当し、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料は、原則として、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされていますが、買付手数料は加算対象から除外されています。

「買付手数料」に該当するか否かの判断は、契約書等における名称によるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役割の性質を考慮して行うこととなります。

上記の取引では、A社が貴社（買手）に代わり業務を行うことが買付業務委託契約書で明らかにされており、輸入貨物の買付けに関し貴社（買手）を代理してその買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が、A社から提出される業務レポートにより確認できますので、貴社がA社に支払う手数料は、「買付手数料」と認められます。

なお、逆委託加工貿易取引により貨物を輸入する場合の手数料については本取扱いと異なるので留意してください。具体的には、「6．逆委託加工貿易取引により輸入する貨物に係る手数料」、「7．逆委託加工貿易取引により輸入する貨物に係る個別の手数料」、「8．逆委託加工貿易取引により輸入する貨物の原材料等の調達に係る手数料」を参照してください。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第2号イ

関税定率法基本通達4-9(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）